

<報道発表資料>

令和7年9月30日

京都市行財政局コンプライアンス推進室

令和7年度京都市公正職務執行審議会の開催結果

令和7年8月29日（金）に開催しました令和7年度京都市公正職務執行審議会の結果をお知らせします。

1 日時

令和7年8月29日（金）午前9時30分～11時00分

2 場所

京都市役所本庁舎1階 第1会議室

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

3 出席者

委員 竹内香織、田中継貴、中村邦義、柳本依子、山根弘行
（敬称略、五十音順、別紙1参照）

京都市 人事担当局長 藤田 洋史 ほか

4 議事内容

- (1) 京都市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例に基づく要望等及び不正な要望等の状況について

令和6年度における要望等の件数（総数5,201件）及び傾向等について報告し、要望等のうち、措置を講じた不正な要望等及び不正な言動を伴う要望に該当する事案8件（事案の概要については別紙2参照）について報告し、委員から意見をいただいた。

なお、事案のうち1件については、被害者保護のため概要を非公表とすることについて審議いただき、妥当であるとの意見をいただいた。

【委員からの主な意見】

- ・ 不正な言動を伴う要望を繰り返す者に対しては、自身の行為に問題があることを認識させ、反省や更生を促すためにも、直ちに警察に相談し、被害届を提出するなど厳格に対処すべきである。

- ・ 警備上の観点や職員の身を守るためにも防犯カメラの設置を検討してもよいのではない。暴行等の行為を記録する場合にも有効である。
- ・ 不正な要望等を行う要望者が、精神上など、心身の状態に課題を抱えておられることを察知できた場合には、適切な窓口につなげていくことも重要である。

(2) 職員の公正な職務の執行の確保に関する事項（カスタマーハラスメント対策）について

カスタマーハラスメント対策の取組について、引き続き積極的に取組を進めていくよう御意見をいただいた。

【委員からの主な意見】

- ・ カスタマーハラスメント対策として、電話録音を積極的に導入していくべきである。
- ・ カスタマーハラスメントにより、職員が市民の声を聞くことへの恐怖心を抱かないよう、防犯カメラの設置等のハード面や、組織的なフォロー体制の構築等のソフト面を整備することにより、職員をしっかりサポートしてほしい。

<お問合せ先>

京都市行財政局コンプライアンス推進室

電話：075-222-4069

京都市公正職務執行審議会委員名簿

＜任期：令和 5 年 1 0 月 1 日～令和 7 年 9 月 3 0 日＞
(敬称略・五十音順)

氏 名	役 職 等
竹内 香織 (たけうち かおり)	特定非営利活動法人 チャイルドライン京都理事
田中 継貴 (たなか つぐたか)	弁護士
◎中村 邦義 (なかむら くによし)	京都産業大学法学部教授
湊 二郎 (みなと じろう)	立命館大学法科大学院法務研究科 教授
榎本 依子 (やなぎもと よりこ)	(株)アナテック・ヤナコ 代表取締役
○山根 弘行 (やまね ひろゆき)	元京都府警察本部総務部長

※ 氏名左の◎は会長、○は副会長を示す。

不正な要望等及び不正な言動を伴う要望等の事案の概要と講じた措置について

(1)

年月日	令和6年4月以降
事案の概要	<p>生活保護受給者である要望者は、バイクの自損事故の保険金を受領したところ、生活保護費の返還請求をさせないよう、職員に対して、電話や来庁にて執拗に脅迫行為（返還請求するなら職員を殺害する、職員の家族に危害を加える、区役所に火をつける等）を繰り返したため、警察へ被害届を提出、職務強要及び恐喝未遂の容疑で逮捕された。</p> <p>その後、執行猶予付きの判決が下り釈放され、釈放当日に再び生活保護の申請があり、保護が開始されたが、その後も職員への殺害予告やセクハラ発言等があり、原付バイクに乗車したまま庁舎内に侵入し警察を呼ぶ騒ぎとなることもあった。また、飲酒が疑われる状態で原付バイクで来庁し、再び警察を呼ぶ騒ぎを起こし、その後も深夜の宿直への脅迫行為、区役所敷地内へのゴミの不法投棄など、社会的相当性を逸脱する行為を繰り返した。</p>
講じた措置内容及びその後の状況	<p>警察へ被害届の提出に向けた相談を行っていたところ、要望者は別件で逮捕された。</p> <p>所属では、対応方針を作成し職員に共有。定期的に放火想定避難訓練やさすまた訓練を実施している。</p>

(2)

年月日	令和6年6月
事案の概要	<p>要望者から収容物を返してほしいと電話で要望があった。要望者が返還希望する物は、既に他者に所有権が移った物で、所有権移行後に引取りに至った事案であり、職員から当該収容物の有無を含めてお答えができない、収容されていたとしても返還はできない旨の回答を行ったところ、要望者から暴言が続けられた。</p>
講じた措置内容及びその後の状況	<p>警察へ相談し、警察のパトロールを強化してもらった。</p> <p>また、業務時間外等における施錠体制の強化等を行った。</p>

(3)

年月日	令和6年7月
事案の概要	これまで複数回にわたり、大量の古紙を持ち込んでいる要望者が来所したため、職員から事業に伴って出た古紙であるかどうか質問したところ、要望者が激高し、職員の至近距離に詰め寄り、怒声を上げて、高圧的に侮辱や人格を否定する言動を行った。
講じた措置内容及びその後の状況	警察へ通報し、警察の立ち合いの下、事業から出た古紙は持ち込みできないことを再度伝えた。

(4)

年月日	令和6年10月
事案の概要	<p>要望者は、大量の個人情報開示請求を行ったにもかかわらず、様々な理由を挙げ、開示文書の引取りを拒否し、開示文書の保管を要望し続けてきた。</p> <p>要望者が来庁した際、開示文書の取扱いについて確認したところ、激高し、突然上半身の着衣を捲り上げ、腹部を露出し、対応した職員に腹部の手術痕を見せるなどして威嚇し、謝罪文の提出を要望した。</p> <p>また、要望者は生活保護受給者であり、保護費が振り込まれなかったことを理由に、公用車による区役所等への送迎を電話で要望した。</p> <p>さらに、他所属への取次を繰り返し求めたうえ、対応記録の提出を求めた。対応記録を作成していない旨を伝えると、各法令違反を主張し、対応記録の作成、謝罪及び謝罪文の提出を要望した。</p> <p>加えて、存在しない個人情報の開示請求に対して、公文書を作成して開示するように執拗に要望した。</p>
講じた措置内容及びその後の状況	公用車による送迎、対応記録の作成、謝罪及び謝罪文の提出については拒否した。個人情報の開示請求は受理したが、不存在の決定を行った。

(5)

年月日	令和6年11月
事案の概要	<p>要望者は来庁し、保有個人情報の開示を受けた。その後、別の市民の対応が予定されていたため、要望者に退出するよう促したところ激高し、退出を求めた職員に対して謝罪を強要した。</p> <p>また、要望者が別件で請求していた保有個人情報の開示決定通知書及び対象公文書について、受取日が未定だったが、本日受け取ると要望したため、職員が当該通知書を示したところ、日付等が空白であったこと等に激怒した。日付は今から追記したうえで当該文書を交付する旨を伝えるも聞き入れず、職員の手から当該文書を奪い取ったため、日付を記入することができなかった。</p> <p>その後、要望者は当該文書を破るしぐさをし、職員を脅してきたため、職員が制止したが、当該文書は離さず、課長を呼ぶよう要求し、職員が席を外している間に当該文書を持ち去った。</p>
講じた措置内容及びその後の状況	警察に被害届の提出について相談を行った。

(6)

年月日	令和7年1月
事案の概要	<p>要望者は、本市が実施中の入札公告について、質問提出期限を超えているにもかかわらず追加の質問に回答するよう要望を行った。</p> <p>当該所管課から制度上、要望には応じられない旨を回答したが、繰り返し要望を行い、その実現を求めるため、関係課にも同様の要望を行った。</p> <p>また、要望の実現のため、職員の対応に問題があると主張し、侮辱発言を行うとともに、上司に代わるよう執拗に要望を行った。</p>
講じた措置内容及びその後の状況	追加の質問に対する回答はできない旨を主張するとともに、上司に代わる義務はないとして、要望者の要望を拒否した。

(7)

年月日	令和7年1月
事案の概要	要望者から京都市情報公開条例に基づく情報公開請求があり、当該公開請求の開示文書を交付する際に、一部非公開であること及びその理由を説明したところ、当該対応を非難する発言に加え、職員を名指しで侮辱する等の行為を2時間35分にわたり行った。
講じた措置内容及びその後の状況	説明者からの説明を聞かないため、同席した別の者からも説明を試みたが、理解を得られなかった。